

がいこくじん 外国人のための せいかつ 生活ガイドブック

ふじおかし藤岡市



藤岡市 外国人のための生活ガイドブック しょくじん 自次

がいこくじんじゅうみん じゅうみんとう ろく 外国人住民の住民登録について・・・・・・・・・・
^{ぜい のうぜい} 税と納税について・・・・・・・・・・・・・4
こくみんけんこうほ けん 国民健康保険について・・・・・・・・・5
こくみんねんきん 国民年金について・・・・・・・・・・・・7
かいごほけん 介護保険について・・・・・・・・・・・8
ゖんこう ほけん 健康と保健について・・・・・・・・・・9
ごみの出し方について・・・・・・・・・・・・・・
びなんじょ に 避難所 (逃げるところ) について・・・・・・・・ I 4
^{かくしゅそうだん} 各種相談について・・・・・・・・・・・・・・・16
がいこくじんそうごうそうだん ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター・・・・・I7
_{サぃヒゥ しょゥ} 水道の使用について・・・・・・・・・・・18

がいこくじんじゅうみん じゅうみんとうろく 外国人住民の住民登録について

問合せ 本庁 : 市民課 **②0274-40-225**6

おにしそうごうししょ おにししんこうか 鬼石総合支所:鬼石振興課 **雹0274-52-3||**|

M 国人の住民登録について

下記に該当する外国人住民は、日本人と同様に住民基本台帳制度の対象です。住民 登録をすることで、市のサービスを受けることができます。また、住所を証明する 住民票の写しを請求することができます。

たゅうしょ へんこう 住所を変更するときは届出が必要です。

たいしょう がいこくじんじゅうみん 対象の外国人住民

- ・3か月を超える中長期在留者(在留資格のある外国人。ただし、在留資格が「短期滞在」の人は含まれません。)
- とくべつえいじゅうしゃ・特別永住者
- ・一時庇護許可書、仮滞在許可書
- ・出生や国籍喪失による経過滞在者

2 住所の変更の手続きについて

じゅうしょ へんこう てつづ かなら がいこくじんじゅうみんほんにん ざいりゅう とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ 住所の変更の手続きは、必ず外国人住民本人が在留カードか特別永住者証明書を も てつづ 持って手続きしてください。

●転入届

日本に入国して藤岡市に住所を定めたときや他の市町村から藤岡市へ住所を変更したときは、転入した日から I=4 日以内に転入の届出をしてください。転入の届出には次のものが必要です。

- ○国外から転 入したとき
 - ざいりゅう →在留カードか特別永住者証明書
 - →パスポート
- □ しちょうそん てんにゅう つ他の市町村から転入したとき
 - しゅうぜん じゅうしょち しちょうそん はっこう てんしゅっしょうめいしょ → 従 前 の住所地の市町村で発行した 転 出 証 明 書またはマイナンバーカード

●転居届

●転出届

ぶじおかし ほか しちょうそん じゅうしょ へんこう 藤岡市から他の市町村へ住所を変更するときは、在留カードか特別永住者証明書 も てんしゅつ とどけて を持って転出の届出をしてください。届出を受け付けると転出証明書を交付します。

てんしゅっしょうめいしょ あたら じゅうしょち てんにゅうとどけ ひっよう 転出証明書は、新しい住所地での転入届に必要です。

3 住民票の写しの交付請求について

住民票の写しは、本人と同じ世帯の人の居住関係について証明するものです。本人や同じ世帯の人は、住民票の交付を請求することができます。在留カードなど写真付きの身分証明書を持って請求してください。

4 その他

●在 留カードについて

在 留 カードの更新などの申請は、入 国管理局で手続きします。管轄の入 国管理局は次のとおりです。

とうきょうにゅうこくかんりきょく たかさきしゅっちょうじょ
■東京入国管理局 高崎出張所

〒370-0829 群馬県高崎市高松町26-5 高崎法務総合庁舎 I階 2027-328-1154

- ※期限が切れた在留カードでは、藤岡市の手続きはできません。
- ●特別永住者証明書の更新などの手続きは、藤岡市で手続きします。詳しいことは聞いてください。



税と納税について

たいあわ ぜいがく かぜい かん 問合せ 税額や課税に関すること ぜいむか

☎0274-40-2231

のうぜいそうだんか 納税相談課

图0274-40-2803

- 暮らしと税金

外国人が外国で生活していると、その住んでいる地域のいろいろな公共サービスを受けることができます。そのため日本で働き、一定の収入や資産を得たときは税金を納めなければなりません。(市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税)

また、本人や家族が病気やけがなどで日本の医療にかかったときは、少ない自己負担で 医療サービスを受けることができます。この制度もみなさんの税金でまかなわれていま す。(国民健康保険税)

あなたのところへ税金の通知が届いたら、いつまでに払わなければならないか確認してください。 必ず納めてください。分からないときは早めに相談してください。

日本は世界的にも安全で安心な法治国家です。法治国家では外国人も日本人と同じサービスを受ける権利が保証されています。ただし、納税などの義務を果たさなければなりません。なお、納税・相談に応じない人には滞納処分で強制的に徴収します。

2 市役所で取り扱う税金と納付場所

●取り扱う税金

しけんみんぜい こていしさんぜい としけいかくぜい けいじどうしゃぜい こくみんけんこうほけんぜい 市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・国民健康保険税

●納付場所

でない てんぽ ぎんこう しんようきんこ しんようくみあい ろうどうきんこ のうきょう でわらい 古内に店舗がある銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・ゆうちょ銀行 ゆうびんきょく (郵便局)・コンビニエンスストア

ほんちょうしゃ のうぜいそうだんか ばんまどぐち おにしそうごうししょ おにししんこうか本 庁 舎…納税相談課(7番窓口)・鬼石総合支所…鬼石振興課

こくみんけんこうほけん 国民健康保険について

ほんちょう ほけんねんきんか 問合せ 本庁 :保険年金課 窓0274-40-2259

> おにしそうごうししょ おにししんこうか 鬼石総合支所:鬼石振興課 ☎0274-52-3|||

こうてきいりょうほけん しゅるい

A 被用者保険…会社などで働く人とその家族が加入する保険

B 国民健康保険…市町村が運営する保険(A以外の人が加入する保険で、医療費の 30%で診察を受けることができます。)

ほけん かにゅう ※保険に加入しないと、医療費の全額を本人が支払わなければなりません。

2 加入の資格

ぶじまかし じゅうみんとうろく がいこくじん 藤岡市に住民登録をしている外国人で、3か月を超えて滞在する人は、国民健康保険にかにゅう 加入しなければなりません。

藤岡市に転入(入国)したときや会社などの健康保険をやめたとき(会社などの健康保険をやめたとき(会社などの健康保険をやめた証明書が必要)などは、必ず I 4日以内に届出してください。保険証はその場で発行します。保険証は、医療機関などで見せてください。また、藤岡市を転出(出国)したときや会社などの健康保険に加入したときなどは、保険証を返還してください。

こくみんけんこうほ けんぜい 4 国民健康保険税

こくみんけんこうほけん かにゅう かなら ほけんぜい おさ き む 国民健康保険に加入したら 必 ず保険税を納める義務があります。

保険税を納めるのは国民健康保険の被保険者の資格を得た月の分からで、加入の届出を した日ではありません。届出が遅れるとさかのぼって保険税を納めなければなりません。

5 高額療養費

でとり ひと げつ いりょうきかん しはら じょふたんきん げんどがく こ 一人の人が I か月に、医療機関に支払った自己負担金が限度額を超えたとき、その超え たん ない こうがくりょうようひ た分が後で高額療養費として世帯主へ支給されます。

なお、高額療養費に該当する場合、対象となった月の翌々月下旬以降に、申請を知らせる通知を世帯主へ送りますので、必要なものを持って申請してください。

9ょうようひ 療養費

しかたなく保険証で治療を受けることができなかったときや、医師が必要と認めたコルセットなどを購入したときは、かかった費用をいったん支払います。その後、申請で認められると、自己負担以外の費用を医療費として世帯主へ払い戻します。

7 出産育児一時金

こくみんけんこうほけん かにゅう ひと しゅっさん せたいぬし しきゅう 国民健康保険に加入している人が出産したとき、世帯主へ支給されます。

※他の保険から支給されるときは対象となりません。

8 葬祭費

こくみんけんこうほけん かにゅう ひと し 国民健康保険に加入している人が死んだとき、その葬祭を行った人へ支給されます。

9 健康診査など

40歳以上の国民健康保険と後期高齢者医療制度に加入している人を対象に「特定健 診」を実施します。また、35歳以上の加入している人を対象に「人間ドック」を実施します。

国民年金について

問合せ 本庁 :保険年金課 **②0274-40-2259**

ぉにしそうごうししょ ぉにししんこうか 鬼石総合支所:鬼石振興課 **雹0274-52-3||**|

こくみんねんきん 国民年金について

こうできねんきん ろうれい しょうがい いぞく 公的年金は、老齢、障害、遺族になったとき、生活資金の支給を受けるための社会保障制度です。

はいうきんとうるく 住民登録をした人で20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入することになってい ます。

※日本の会社や工場で働いている人は、厚生年金保険に加入するので、国民年金のかにゅう てつづ ひつよう 加入の手続きは必要ありません。

といあわ かいごこうれい か 問合せ 介護高齢課 ©0274-40-2287

かいごほけん か護保険について

「介護」は年をとって、普段の生活に助けがいる人の世話をすることです。

かいごほけん こうれいしゃ かいご かぞく 介護保険は、高齢者の介護を家族だけではなく社会で支える制度です。介護をみんなで 支え合うことで、安心して老後を暮らすことができるしくみです。

かにゅう 加入している人が保険料を出し合います。介護が必要になったとき、要介護認定を受けて、介護サービスを利用することができます。

げんそく さいいじょう ひと ぜんいんかにゅう 原則40歳以上の人が全員加入します。

藤岡市に住民登録している外国人で、在留期間が3か月を超える人や、3か月以下であっても入国目的や入国後の生活実態から3か月を超えて滞在すると認めることができる

ないた。 かにゅう たいざい すると 認めることができる した かにゅう しなければなりません。

健康と保健について

l 子どもの健康

問合せ 子ども課 ☎0274-40-2385

●妊娠したら、母子健康手帳の交付を受けてください。

交付する場所:保健センター

- ●赤ちゃんが元気に育つように
 - ○赤ちゃんの育て方など心配なことを相談してください。保健師などが相談に応じます。
 - ○乳幼児健康診査や予防接種を受けてください。育児や食事についていろいろな相談 もできます。日程や会場などは広報紙やホームページで確認してください。
 - にゅうようじ けんこうしんさ・乳幼児の健康診査
 - サラビけんこうしんさ さいじけんこうしんさ さい がつじけんこうしんさ 4か月児健康診査、 I 歳児健康診査、 I 歳6か月児健康診査、
 - 3歳児健康診査、5歳児健康診査
 - ・予防接種(医療機関接種)

BCG、4種混合、麻しん風しん混合 など



2 おとなの健康診断

問合せ 健康づくり課 **②0274-40-2808**

●健康診断や健康相談を受けてください。

健診の種類によって受診できる人が違います。詳しいことは広報紙やホームページ などを見てください。

●健診の種類

ごみの出し方について

問合せ 清掃センター 圏0274-23-8305 鬼石資源化センター 圏0274-52-6653

家庭から出るごみは、「燃えるごみ(燃やすことができるごみ)」「燃えないごみ(燃やすことができないごみ)」「資源ごみ」などに分けて、「決められた。袋」で「決められた。セロールでは、100mmの前7時から朝8時30分まで」に「決められたごみステーション」へ出してください。

しゅうしゅうび かてい しゅうしゅうにっていひょう み 収集日は、家庭ごみ収集日程表を見てください。

Ⅰ 燃えるごみ (燃やすことができるごみ)

ふじおかし あかも じ していぶくろ はんばい 【藤岡市の赤文字の指定 袋 (スーパーなどで販売しています)に入れてください】

- ・生ごみ、おむつ、プラスチック容器、皮製品(かばん・くつなど)、布類
 ※生ごみはよく水をきってください。
- 2 燃えないごみ (燃やすことができないごみ)

- *割れたビン、なべやフライパン、かさ、はさみ、小型の電気製品(ドライヤーなど)
 **割れたビン、なべやフライパン、かさ、はさみ、小型の電気製品(ドライヤーなど)
 **② 丁 や割れたガラスなどの危険物は布や紙に包んでから出してください。
- 3 資源ごみ

とうめい はんとうめい ふくろ 【透明か半透明の 袋 (スーパーのレジ 袋 などに)入れてください】

・カン類

- ※中身を出して軽くすすいで青いカゴに出してください。
- **空き缶は水洗いしてください。
- ・ビン類
 - ※透明のビンは白いカゴ、色つきのビンはオレンジのカゴに出して ください。
- ・ペットボトル
 - ※フタを取って軽くすすいで、ラベルやシールはとってください。
 - **ペットボトルは 緑 のカゴ、キャップは赤いカゴに出してください。
- ・トレイ
 - **トレイを洗って青い網袋に出してください。

4 古紙

【種類ごとに紙ひもなどでしばって出してください】

・新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック

5 有害ごみ

* 乾電池

とうめい はんとうめい ぶくろ い 【透明、半透明の袋に入れて赤いカゴに出してください】

けいこうかん ・**蛍光管**

【蛍光管の入っていたケースに入れて、赤いカゴに出してください】

・スプレー缶、カセットボンベ

「使い切って穴をあけずに、赤いカゴに出してください】

6 粗大ごみ

だ 【ごみステーションへ出すことができないので、清掃センターへ持ち込んでください】

・ 机、イス、家具、ふとん、自転車

7 処分することができないごみ

家電リサイクル対象品目であるテレビ、冷蔵(冷凍)庫、洗濯機、エアコン、衣類 かんそうき かてんはんばいてん いらい 乾燥機は家電販売店に依頼してください。リサイクル料金・運搬料金がかかります。

タイヤ・ガスボンベ・消火器・ブロック・コンクリートなどは購入先や専門業者へ 依頼してください。

★注意★

「燃やすことができるごみ」「燃やすことができないごみ」「資源ごみ」を一緒に出したり、曜日や時間、場所などを守らないでごみを出すと近所とのトラブルの原因になります。必ずルールを守ってください。分からないときは聞いてください。

^{ひなんじょ に} 避難所(逃げるところ)について

といあわ ちぃきあんぜんか 問合せ 地域安全課 ©0274-22-7444

藤岡市の避難所は下の表のとおりです。大雨や地震などの災害が発生したら、すぐに逃げてください。避難の状況によって、地区は関係なく、みなさんの判断で近くの安全な避難所に逃げてください。

ひなんじょ 避難所	じゅうしょ 住所	でんわばんごう電話番号
ひがしちゅうがっこう 東中学校	本郷786	22-0761
ふじおかこうみんかん 藤岡公民館	藤岡1639-5	22-0534
ふじおかこうぎょうこうこう 藤岡工業高校	下戸塚47-2	22-2153
北中学校	下栗須283-2	22-1352
ぐんまいりょうふくしだいがく 群馬医療福祉大学	藤岡787-2	24-2941
^{ふじおかだ いにしょうがっこう} 藤岡第二小学校	藤岡99	22-0854
ぶじおかだいいちしょうがっこう 藤岡第一小学校	藤岡 848-2	22-0549
まじまかしそうごうがくしゅう 藤岡市総合学習センター	藤岡 485	50-8228
みかぼみらい館	藤岡2728	22-5511
神流小学校	下戸塚190	22-2444
ぶじおかちゅうおうこうこう 藤岡中央高校	なかくりま 中栗須909	24-6660
おのしょうがっこう 小野小学校	森541	22-2546
小野中学校	立石407	24-0104
西中学校	上大塚639	22-0704
み ど り しょうがっこう 美土里小学校	下大塚222	22-2545
あじおかきたこうこう 藤岡北高校	^{しのづか} 篠塚90	22-2308
ながっこうかいどう 長津公会堂	上落合401-1	
ななこし もん 七輿の門	上落合805-5	
美九里東小学校	本郷2067	22-0813

まくりこうみんかん 美九里公民館	じんだ 神田945	22-1334
みくりにししょうがっこう 美九里西小学校	^{さんぼんぎ} 三本木769	22-1945
ほ みこうかいどう 保美公会堂	保美130-1	
コミュニティセンターやすらぎ	さんぽんぎ 三本木543-6	24-0057
たかやまかみこうかいどう 高山上公会堂	^{たかやま} 高山 2 9-3	
西平井公会堂	西平井1102-6	24-1301
でらいしょうがっこう 平井小学校	^{みどの} 緑埜388	22-0705
東平井公民館	東平井1088-1	
しろいしこうみんかん 白石公民館	白石757	24-6468
みっき こうかいどう 三ツ木公会堂	売 ッ素 47 1	
ひのしょうがっこう 日野小学校	金井658	22-0824
きゅうひのちゅうおうしょうがっこう 旧日野中央小学校	下日野2246	
たしまじゅうみん 鹿島住 民センター	しもひの 下日野3054-1	
きゅうひのにししょうがっこう 旧日野西小学校	たみひの 上日野886	
かれ公会堂	かみひの 上日野443-1	
ならやまこうみんかん 奈良山公民館	かみひの 上日野117	28-0225
みかぼこうかいどう 御荷鉾公会堂	上日野3-64	
まにししょうがっこう 鬼石小学校	鬼石439	
まにしちゅうがっこう 鬼石中学校	_{まにし} 鬼石235-I	52-2756
まにしきたしょうがっこう 鬼石北小学校	^{じょうぼうじ} 浄法寺842	52-2750
まにしたもくてき 鬼石多目的ホール	鬼石 I 58	52-2754
体験学習館	譲原1089-2	20-3011
譲 原 防災センター	® 原 I 722-I	52-2300
保美濃山コミュニティセンター	保美濃山 867	
坂原コミュニティセンター	坂原789-1	
みはらごく しゅうかいじょ 美原五区集会所	坂原 I 678	
ほっくしゅうかいじょ 法久集会所	坂原2276	

ゕくしゅそうだん 各種相談について

といあわ ちぃき **問合せ 地域づくり課 ②0274-40-2211**

※母国語だけの対応はできません。通訳のできる人と一緒に来てください。

ほうりつそうだん **法律相談**

できたんで ほんちょう まいつきだい きんようび ぐうすうづき だい もくようび ■相談日 本庁:毎月第1・3金曜日、偶数月の第2木曜日

おにしこうみんかん きすうづき だい もくようび 鬼石公民館:奇数月の第4木曜日

■相談時間 午後1時~4時

そうだんばしょ しゃくしょほんちょう おにしこうみんかん
■相談場所 市役所本庁、鬼石公民館

■申込 bitん よゃく ひつよう ま中 込 事前に予約が必要です

じんけんそうだん **2 人権相談**

いじめ、虐待、差別などの人権問題について人権擁護委員が相談に応じます。

そうだん び ほんちょう まいつきだい きんようび がつ べつにってい ■相談日 本 庁:毎月第2・4金曜日(※6・12月は別日程)

> おにしこうみんかん 鬼石公民館:4・7・9・12月の第3木曜日

■相談時間 午後1時~3時

そうだんばしょ しゃくしょほんちょう おにしこうみんかん 田相談場所 市役所本庁、鬼石公民館

ぎょうせいそうだん 3 行政相談

ぎょうせいきかん いけん ようぼう ぎょうせいそうだんいいん そうだん おう 行政機関への意見や要望について行政相談委員が相談に応じます。

そうだん び ほんちょう まいつきだい すいようび ■相談日 本庁:毎月第2・3水曜日

おにしこうみんかん まいつきだい もくようび 鬼石公民館:毎月第3木曜日

そうだんじかん ごご じ じ ■相談時間 午後2時~4時

♥うだんばしょ しゃくしょほんちょう おにしこうみんかん
■相談場所 市役所本庁、鬼石公民館

**いこく じんそうごうそうだん <u>ぐんま外国人総合相談ワ</u>ンストップセンター

在留手続き、雇用、医療、福祉、出産・子育て・教育など、直接センターに行くか、電話すれば母国語で相談員が答えてくれます。

- ■場所 群馬県庁昭和庁舎|階(前橋市大手町|-|-|)
- ■時間 午前9時~午後5時(土日、祝日、年末年始を除く)
- ■言語 相談員:英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語 その他言語:翻訳機 (II以上の言語)、やさしいにほんご
- ■電話 027-289-8275



_{すいどう しょう} 水道の使用について

問合せ 経営課 ②0274-22-1951

電話などで早めに連絡してください。

2 料金の支払い

支払いは、納付書に書かれている銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、ゆうち ま銀行、コンビニエンスストア、上下水道部の窓口で支払うことができます。

**期限までに支払いがされない場合には、翌月に督促状を送ります。